

成迫社会保険労務士法人

〒390-0817 長野県松本市巾上 9 - 9
TEL0263-33-2223 / FAX0263-33-2299



年金事務所調査

今回、松本年金事務所において松本管轄の全 7,000 事業所（厚生年金加入事業所数）のうち、約 1,700 の事業所を対象に調査がありました。この調査は「健康保険及び厚生年金被保険者の資格及び報酬等の調査」という名目で、弊社は 10/24（金）10/28（火）の 2 回にわたり、計 3 名の社会保険労務士が調査に立ち会わせていただきました。今回の調査を受けて、ここでは調査の概要などをお伝えいたします。

調査の方法

指定された日時に年金事務所へ訪問し、用意した帳票をもとに口頭で質問を受け調査を受ける

調査に用意する書類

労働者名簿、雇用契約書、源泉所得税領収証書、賃金台帳と出勤簿（過去 2 年間分）就業規則

調査の内容

最優先）社会保険に加入すべき時間働いている職員で、社会保険未加入者がいないかどうかの確認

～月あたりの給与総額が 10 万円以上でパートなどの社会保険未加入者がいるかどうか（賃金台帳）

その人が通常の職員の 3/4（月あたり 130 時間目安）以上働いているかどうか（出勤簿）確認

その他）下記のような内容で保険料が適正かどうかの確認

・賞与～きちんと賞与支払届を出して社会保険料を納めているか

・月額変更～手当がついたり単価変動したりしたことに則してきちんと社会保険料額変更となっているか

・取得時訂正～新規採用者を採用時の当初からきちんと社会保険加入させているか

～残業代など見込んで正しく届け出ているか

・手当内容～給与上の手当が固定的、変動的なものかどうかの確認 これにより月額変更の是非となるつまりみなさんの事業所において給与をお支払いいただいている職員の方々を社会保険に適正に加入させているかどうか、もっと別な表現をすると、社会保険料の取り漏れがないかを調べることが主眼とも言えるかもしれません。

問題があった場合

・（通常）社会保険未加入者がいた場合、その場で加入の指示が出され手続きをする

・（問題）悪質な場合など過去 2 年前まで遡って社会保険加入する必要のある場合もある

～社会保険保険料の納付の時効 2 年が遡り期間の根拠となっています

今後の展望

県内に年金事務所は、長野北年金事務所、長野南年金事務所、小諸年金事務所、岡谷年金事務所、伊那年金事務所、飯田年金事務所、そして松本年金事務所と 7箇所ありますが、今回これだけの大規模な調査は松本年金事務所だけで行われました。今後も 4 年間で計 7,000 事業所を対象に調査を実施する見込みのようです。なぜ松本だけだったのでしょうか？ 内部事情によるところもあるようです。どちらにしましても、年々社会保険料の納付に関しては厳格に法を適用するという傾向になってきています。もちろんきちんと納めるべき保険料ではありますが、届出関係が煩雑であったり、知識不足で悪気がなくとも手続きモレなどが知らないうちに発生している場合も少なくありません。ご自身の事業所の社会保険の加入状況や給与との整合性を今一度確認しておく必要があると思われます。